

広島県労働委員会訓令第一号

本

庁

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県労働委員会会長 河野 隆

広島県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県労働委員会公印規程（平成十七年広島県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条、第五条第二項、第六条第二項、第七条、第八条第一項、第九条及び第十条第一項中「総務調整課長」を「合同総務課長」に改める。

第十条第一項中「公印を押印するときは」を「文書（文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書を除く。）に公印を押印するときは」に改める。

第十条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書に公印を押印するときは、当該文書を合同総務課長が定める者に提示し、審査を受けなければならない。
- 4 前項の審査において適正と認めたときは、公印を使用させるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。